

## 業 務 委 託 検 査 基 準

(目的)

第1条 この検査基準は、農林水産部の所掌する測量・調査委託及び設計業務委託(以下「業務委託」という。)の検査に必要な技術的事項を定めることにより厳正かつ公正な検査を行い、もって業務委託の適正かつ効率的な施工を期するとともに技術水準の向上を図る。

(検査の目的)

第2条 検査は、測量・調査委託にあつては、工事現場における標識の設置又は施工物件の出来高(以下「出来高」という。)及び成果品について、また設計業務委託にあつては成果品について、関係書類と照合確認のうえ実施状況、出来高の成果内容を検査のうえ、完成の適否を判断するものとする。

(実施状況の検査)

第3条 実施状況の検査は、業務委託の施工管理並びにその他の実施状況に関する各種の記録並びに写真と設計図書及び仕様書を照合確認するものとし、施工及び管理の適否について、別表の事項に留意のうえ実施するものとする。

(測量・調査委託の出来高及び成果品の検査)

第4条 測量・調査委託の出来高の検査は、設置又は施工物件の位置・品質寸法・出来高数量について、また成果品の検査は、成果品の仕上げ程度、記載事項及びその内容の適否について、設計図書及び仕様書等と照合確認するものとする。

必要がある場合は、現地検査を行うものとする。

(設計業務委託の成果品の検査)

第5条 設計業務委託の成果品の検査は、成果品の仕上げ程度、記載事項及びその内容の適否について、設計図書及び仕様書等と照合確認するものとする。

(検査員の意見具申)

第6条 検査員は、検査を通じて計画及び作業について、改善の必要があるものと認める場合は、農林事務所等の長に意見を述べるものとする。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

別表

## 「実施状況の検査」に当たっての留意事項

### 1 業務委託の作業状況

項	目	関係書類	内容
1	監督	契約書・仕様書	指示・承認・協議事項等の処理内容 監督確認の立会状況
2	工程管理	工程表・作業日報 作業計画	作業・計画状況 工程の進捗状況
3	作業	作業打合せ記録 記録写真・作業記録	作業打合せ及び処理状況 作業方法・内容出来高の記録
4	支給品・貸与品 貸付機械等	支給・貸与関係書類	支給・貸与又は貸与の受渡・保管等の取 扱及び処理状況
5	社内審査	社内審査書（案）	社内の実施状況

### 2 測量・施工・管理状況

1	管理記録の整備状況
2	管理資料作成の時期
3	測定値の正確度及び精度との関係
4	管理手順の適否
5	施工管理要員等の状況
6	施工管理結果の作業及び成果への反映状況
7	施工管理に対する全般的認識程度
8	社内審査